

レスパイト入院のご案内

☆レスパイト入院とは

レスパイト (respite) とは、「一時休止」「休息」「息抜き」という意味です。

在宅介護などで介護者が日々の介護に疲れを感じ、介護力の限界を超え、介護不能となることを予防する目的で短期間の入院が利用できます。

また、冠婚葬祭、介護者の病気、出産、旅行など家族の事情で一時的に在宅介護が困難になった場合に病院に患者さんを一時的に移し、医療保険を利用する入院をレスパイト(介護休暇目的)入院と言います。

当院では、この地域で在宅療養されている患者さんのご家族を支援するため、レスパイト入院「在宅医療を支えるための入院」の受け入れを行います。

☆ご利用できる方

主に対象となる方は、病状は安定しているものの、褥瘡処置、たん吸引、麻薬の管理、経管栄養、気管切開、点滴、在宅酸素など常時医療及び介護が必要な方です。

原則、介護保険でのショートステイの利用が難しい方が対象となりますが、ショートステイの申し込みはしているが空きが無いなど、社会資源の不足によるレスパイト入院のご相談にも応じます。

☆レスパイト入院の基本ルール

①入院期間は原則14日以内です。

②入院初日は外来休診日(第1、第3土曜日・日・祝日・年末年始)にできません。

③予約は、患者さん1人につき1回分の予約となります。

(退院後に次のレスパイト入院の予約が可能となりますが、原則として次の入院の受け入れを行うには、前回のレスパイト入院の退院日から1カ月以上経過していることが必要となります。)

④レスパイト入院の予約は、入院日の2週間前までの受付となります。但し、緊急性の高い方についてはご相談に応じます。

⑤内服薬・PEG・ストマーなどの医療材料に関してはそのまま使用しますので持参して下さい。

⑥レスパイト入院中は、原則として検査等はいりません。

⑦病状が悪化し治療が必要になった場合には、レスパイト入院から通常の治療入院となることがあります。

⑧他の入院患者さんにご迷惑となるような行為等があった場合は、入院の継続が困難になる場合がありますので予めご了承下さい。

☆ご利用の流れ ※裏面「レスパイト入院フローチャート」参照

①ご利用希望日の2週間前までに、地域連携室へお申し込みください。お申し込みができるのは、かかりつけ医、又は担当のケアマネジャーです。お申し込み時は診療情報提供書とレスパイト入院申込書をFAXしてください。

②毎週金曜日の入院判定会議で検討し、翌日以降に、お申込者へ回答します。



済生会川俣病院

〒960-1406

福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2-4

お問い合わせ

地域連携室 櫻井・伊藤・桑名・鈴木

TEL 024-566-2357 (直通)

FAX 024-566-2922



レスパイト入院フローチャート

入院申し込み



※ご利用希望日の2週間前までに
診療情報提供書と入院申込書を
地域連携室にFAX。

入院判定会



※毎週金曜日の入院判定会にて検討。
翌日以降、お申込者へ回答。

入 院



※入院期間は原則14日以内。

退 院



※退院後、次の入院予約が可能。
但し、次の入院の受け入れを行うには退院日
から1カ月以上経過していることが必要。

入 院